

石狩商工会議所地域活性化支援事業「地域盛り上げ助成金」交付要綱

制定：令和4年3月10日要綱第1号

改正：令和5年2月14日要綱第1号

(目的)

第1条 この要綱は、石狩商工会議所（以下「当会議所」）の内部組織および会員による任意グループ等の団体が、新型コロナウイルス感染症に負けない「活力ある地域づくり」のために、当会議所の事業計画以外に取組む自主的な活動に対して予算の範囲内で助成し、地域社会と地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 助成金の対象となる者は、石狩商工会議所の各部会・青年部・女性会等の内部組織ほか、会員（特別会員は除く）10名以上で組織する任意グループの団体（以下「実施団体」という。）とする。

(対象事業)

第3条 助成金の対象となる事業は、次のとおりとする。

- (1) 活力ある地域づくりの活性化推進に関する事業
- (2) 活力ある地域経済の活性化構築に関する事業
- (3) その他、会頭が特に必要と認める事業

(対象経費)

第4条 助成対象経費は、地域経済活性化支援対策に資する事業の経費に係る消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、広告料、保険料、使用料および賃貸料、材料費、物品購入費などソフト面の事業経費とし、原則として設備費は除くものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる経費は、助成対象経費から除くものとする。

- (1) 実施団体のための維持・管理を目的とする運営費
- (2) 実施団体のための食糧費および懇親会等の飲食費
- (3) 交際費
- (4) 慶弔費
- (5) 前各号に掲げるもののほか、第3条に定める対象事業と直接関係しない費用
- (6) 石狩商工会議所商店街対策事業補助金の補助対象事業となる経費
- (7) その他、会頭が特に不必要と認める事業経費

(助成金の額)

第5条 実施団体が同一年度内に交付を受けることができる助成金の額は、予算の範囲内において、助成対象経費合計額の3分の2の金額（1,000円未満切り捨て）とし、30万円を限度とする。また、その実施団体が同様の会員で構成され、かつ同様とみなされる事業を翌年度も実施する場合、2回目となる交付を受けることができる助成金の額は、助成対象経費合計額の3分の1の金額（1,000円未満切り捨て）とし、20万円を限度として最終交付とする。但し、この支援事業は令和6年度（令和7年3月31日）を以て終了する。

(事業の公募)

第6条 会頭は、実施団体からの対象事業の提案を受けるものとし、地域活性化支援事業の応募期間を定め、会報、公式ウェブサイトその他適切な方法により会員に周知し、公募するものとする。

(助成金の交付申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする実施団体は、第6条に規定する応募期間内に、助成金交付申請書（別記第1号様式）に、次の関係書類を添えて、会頭へ提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（別記第2号様式）
- (2) 収支予算書（別記第3号様式）
- (3) その他会頭が必要と認める書類

(対象事業の選考及び決定等)

第8条 会頭は、前条の規定により助成金交付申請書の提出があったときは、「中小企業振興委員会」においてその可否を審査し、結果を申請団体へ通知するものとする。

2 前項の通知により、助成金交付決定を行う場合において、会頭はその申請団体に必要な条件を付することができる。

(助成金の交付)

第9条 助成金は、事業完了後精算払いにより交付するものとする。

(実績報告)

第10条 助成金の実施団体は、事業完了後、30日以内までに助成金事業実績報告書（別記第4号様式）に、次の関係書類を添えて会頭へ提出しなければならない。審査・結果通知は、第8条同様に「中小企業振興委員会」が行う。

- (1) 収支決算書（別記様式第5号）
- (2) その他会頭が必要と認める書類

(助成金事業の内容等の変更)

第11条 助成金の交付決定を受けた実施団体が、対象事業の内容を変更しようとするときは、軽微な変更を除き、あらかじめ会頭の承認を受けなければならない。

2 会頭は、次の各号に掲げる事項を条件として助成金を交付するものとする。

- (1) 申請内容及び金額の変更（前項に定める軽微な変更を除く）をする場合には、会頭の承認を受けること
- (2) 事業を中止、又は廃止する場合には、速やかに会頭へ報告すること
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合、速やかに会頭に報告してその指示を受けること
- (4) 事業期間は、当会議所の事業年度（4月1日から翌年3月31日まで）とし、期間内に完了した事業費を助成対象とするが、事業年度外に発生した経費に対しては、助成金の対象外とする

(助成金交付決定の取消等)

第12条 会頭は、助成金の交付を受け又は受けようとする実施団体が次の各号の一に該当するときは、助成金交付の決定を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命ずることがある。

- (1) 助成金を交付の目的以外の目的に使用したとき
- (2) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき
- (3) 事業の実施方法が不相当なとき
- (4) その他この要綱の規定に違反したとき

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、会頭が別に定める。

附 則（令和4年3月10日要綱第1号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年2月14日要綱第1号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。